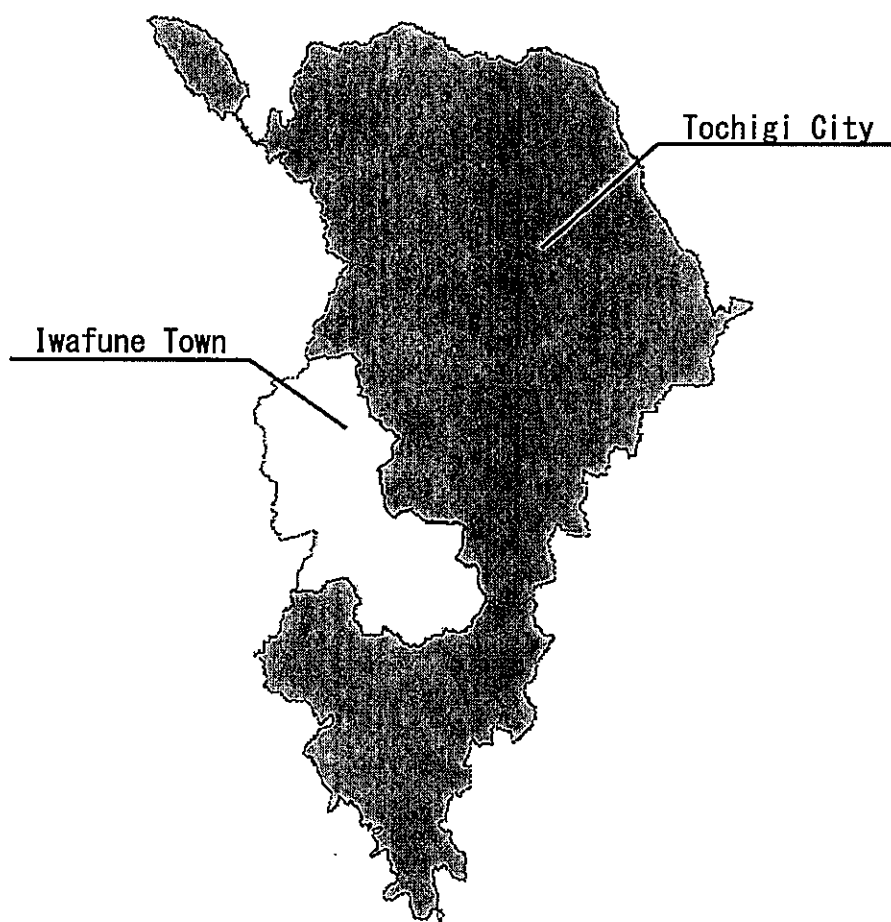


第10回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ②



日時：平成25年1月17日（木）午前10時00分

会場：栃木市大平総合支所 大会議室

目 次

合併協定項目以外の主な調整方針について（産業振興部会）

B ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

C ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

合併協定項目以外の主な調整方針について（都市建設部会）

B ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 7

C ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 5

合併協定項目以外の主な調整方針について

【協 議】

Bランク

(産業振興部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

1. 現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
1	計量器に関すること	・栃木県計量検定所が行う事務であるが、市が該計量器の事前調査及び実施案・申請書配布、並びに会場の手配、受付等のサポートをしている。 ・2年に1回検査が実施され、次回は平成25年度に実施 ※西方地域は、合併により平成25年2月に実施予定。次回の検査から他の地域と同時期に行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	5 7		
2	倭町駐車場の管理運営に関すること	【栃木地域】 ・観光客の利便性と道路交通の円滑化を図るための施設 栃木市倭町駐車場[蔵の街第一駐車場] 敷地面積 1,845.40 m² 収容台数 普通車 37台 大型車 4台 マイクローバス 1台 指定管理者による管理運営。	栃木市独自の事業であり、管理運営については平成27年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	6 0		
3	とちぎ蔵の街観光館の管理運営業務に関すること	【栃木地域】 ・栃木市の地場産品及び伝統的工芸品を展示し、郷土の文化及び伝統を永く後世に伝えとともに、商工業及び観光事業の振興を図るための施設 ・概要 見世蔵 木造瓦葺 2F 床面積 111.66 m² 交流館 RC 2F 床面積 277.62 m² 北蔵 鉄骨造 2F 床面積 371.80 m² 南蔵 木造瓦葺 2F 床面積 212.48 m² 合計 973.56 m² ・開館時間 観光案内 9:00～18:00 多目的ホール・蔵座敷 9:00～21:00 物産店 10:00～17:00 飲食店 10:00～21:00 ※季節により営業時間に変更あり ・休館日 月曜日 ※現在指定管理者である（社）栃木市観光協会の裁量において、年末年始を除き通年営業している。 指定管理者による管理運営	栃木市独自の施設であり、管理運営については平成27年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	6 2		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4	とちぎ山車会館の管理運営に関すること	【栃木地域】 人形山車や人形山車に関する資料を収集、保管、展示し、郷土の文化及び伝統を後世に伝えるとともに、観光振興を図るための施設。 ・山車会館管理運営 概 要 構造 RC造2階建 敷地面積 2,689.21㎡ のべ床面積 959.59㎡ 会館時間 9:00～17:00 休館日 月曜日（1月～3月、7月、8月、12月）、 年末年始、山車展示替えの日 指定管理者による管理運営	事業なし	栃木市独自の施設であり、管理運営については、指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	6 3			
5	まちづくり融資に関すること	【栃木地域】 ・歴史的町並み景観形成資金 歴史的街並景観形成地区内で景観形成補助金を受けた者に対して融資 ・栃木駅周辺まちづくり資金 栃木駅周辺土地区画整理事業施行地区内で修景基準に基づき建物の新築又は改築に対する融資 ※融資限度額 30,000千円	事業なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	6 4			
6	倭町小江戸ひろばの管理運営業務に関すること	【栃木地域】 ・市街地に存する倭町小江戸ひろばの管理運営および交流センター内における観光案内を委託することにより、観光客へのおもてなしを図る。 指定管理者による管理運営	事業なし	栃木市独自の施設であり、管理運営については、指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	6 5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	宇都宮西中核工業団地企業誘致協議会に関すること	【西方地域】 宇都宮西中核工業団地の企業誘致活動を積極的かつ集中的に行うことによって、工業団地の分譲促進を図り、もって周辺地域の振興に寄与することを目的とする。 ・構成団体 独立行政法人中小企業基盤整備機構、栃木県土地開発公社、鹿沼市、栃木市 ・事務局 栃木市・鹿沼市で２年交替 ・事業 企業訪問、新聞への広告掲載等の広報・宣伝事業 ・団地概要 事業主体：独立行政法人中小企業基盤整備機構、栃木県土地開発公社 団地面積：142.7ha（うち栃木市83.4ha） 分譲面積：91.8ha（うち栃木市50.6ha） 分譲中面積：19.7ha（うち栃木市9.16ha） 分譲価格：14,310円/㎡～25,330円/㎡ 用途地域：工業専用地域（地区計画あり）	事業なし	栃木市独自の協議会であり、現行のとおりとする。
	69			
8	かかしの里管理に関すること	【大平地域】 大平地域の観光事業の健全なる発展、魅力あるふさとづくりの推進及び地域産業の振興を図るための観光拠点施設 施設 野外ステージ、バーベキュー施設、野球場、テニスコート / 直営施設	事業なし	栃木市独自の施設であり、現行のとおりとする。
	72			
9	まちづくり交流センターに関すること	【大平地域】 まちづくり交流センター（プラッツおおひら） 大平地域の中心市街地の賑わいと活力を創出するためのまちづくりの拠点施設 施設 商業スペース、交流サロン、多目的ルーム、遮音スタジオ、ボックスマーケット / 指定管理者による管理運営	事業なし	栃木市独自の施設であり、管理運営については、指定管理者を指定しているもので、現行のとおりとする。
	73			
10	つがの里ふるさとセンターの管理運営業務に関すること	【都賀地域】 ・つがの里公園の管理 ・ふるさとセンターの運営管理 ・ファミリーパークプラザの運営管理 事業 つがの里花まつり、ハスマつり / 直営施設	事業なし	栃木市独自の施設であり、現行のとおりとする。
	74			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
11	事務事業名 事務事業番号 はなやかな町づくり 事業に関すること	事業なし	町と町民が協働“花のまち岩舟”のPR ・町花コスモスの群生地及びコスモスロードの形成。 道行く人の目を惹きつけ、岩舟町を訪れる人を花で迎え 和ませ、美しい景観づくりの推進及び観光客等の交流人口 の増加・拡充を図る。 ・町有地、民間地、道路沿いの花壇、公共施設などへコスモ スの植生 岩舟町在住、在勤の個人及び団体に対しコスモス種子を 現物支給し、町内各所にコスモスの花を咲かせるための活 動支援。
	129		
12	道の駅に関すること	○道の駅みかも 施設概要 ・拠点施設「産地形成促進施設」 木造 地上1階建（延べ床面積 935.01㎡） （建築面積 1,281.37㎡） 農産物直売室、物産館、農産物加工販売室、地域食材供給 室 ・道路休憩施設 鉄筋コンクリート造 地上1階（延べ床面積 230.13㎡） （建築面積 415.84㎡） トイレ・情報発信施設 ・駐車場 125台 ○道の駅にしきた 施設概要 ・拠点施設「産地形成促進施設」（農産物直売所） 木造 地上1階建（延べ床面積 280㎡） （建築面積 292㎡） ・地域食材供給施設（農村レストラン）（建築面積 416.75㎡） ・交流物産館（建築面積 150.75㎡） ・物産館（建築面積 54.61㎡） ・休憩施設（建築面積 72㎡） ・道路休憩施設トイレ ・駐車場 117台	類似施設 ○いわねフルーツパーク ・花野果ひろば 施設概要（町有地） 鉄骨造、平屋建て、建物高6.8m 770㎡ 農産物直売所 241.8㎡ パン（天然酵母） 64.2㎡ 弁当 35.8㎡ アイス・ジュース 51.5㎡ 駐車場 普通車 259台、大型車 10台 計 269台 指定管理：関観光農園いわふね ・農園施設 施設概要（関観光農園いわふね（第3セクター）所有） 農地面積 10.4ha 施設（ハウス・果樹棚） 7.7ha ハウス棟数 112棟
	214		独自の施設であるため 現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	勤労者総合福祉センターに関すること	市内の中小企業等に働く勤労者及び市民の福祉増進と余暇活動の充実を図り、もって勤労意欲と生活の向上に資する。 ・施設概要 住所 栃木市今泉町1丁目2番7号 平成15年9月、市が独立行政法人 雇用・能力開発機構より施設を購入。西側進入道路については、土地所有者と賃貸借契約を締結している。 ・開館時間 午前9時から午後9時。 (日曜日は午前9時から午後5時) ・休館日 火曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、これらの日が火曜日に当たるときは、その翌日とする。12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。) 指定管理者による管理運営	事業なし	栃木市独自の事業であり、管理運営については平成27年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	11			
14	農村公園維持管理に関すること	該当なし	町内4か所にある農村公園及び兜山公園の維持管理を行う。 ・農村公園(中妻、羽拔、三谷、御門) ・兜山公園 ※地域の自治会に維持管理を委託	独自の取り組みのため、現行のとおりとする。
	314			
15	農地の賃借料情報の提供に関すること	標準小作料の廃止に伴い、実勢小作料額の情報を収集し、その情報を農家へ提供する。 【田】平均 ・栃木地域 全体平均 10,400円 ・大平地域 全体平均 12,500円 ・藤岡地域 全体平均 11,000円 ・都賀地域 全体平均 10,100円 ・西方地域 全体平均 11,800円 栃木市 全体平均 11,500円 【畑】平均 ・栃木地域 全体平均 10,300円 ・大平地域 全体平均 7,900円 ・藤岡地域 全体平均 6,700円 ・都賀地域 全体平均 7,000円 ・西方地域 全体平均 14,000円 栃木市 全体平均 8,000円	標準小作料の廃止に伴い、実勢小作料額の情報を収集し、その情報を農家へ提供する。 【田】基盤整備地域 未整備地域 岩舟地区 13,700円 6,500円 静和地区 12,700円 2,800円 小野寺地区 12,800円 7,800円 町平均 10,715円 【畑】 1,593円	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	67			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	産学連携に関するこ と 5 9	・平成19年度に設立した産学官の連携組織である「蔵の街ト ライアングルネットワーク」の活動推進。 【事務局】 栃木商工会議所	事業なし	栃木市の例により 合併時に統合する。
2	企業誘致に関するこ と 7 0	【栃木地域】 市外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。 【内容】 企業立地アンケートの実施、企業訪問・現地案内、金 融機関・不動産業者等への訪問、産業展等への参加、ホームペ ージを利用した情報発信 【都賀地域】 都賀インター周辺土地利用研究会の運営 都賀地域への企業誘致窓口業務 ※各地域間での連絡調整は行っている。	事業なし	栃木市の例により 合併時に統合する。 都賀地域の一部の 事業については、現行 のとおりとする。
3	観光基本計画策定に 関すること 1 1 5	・新市における観光の現状と課題を抽出・分析し、観光振興の 指針を示すとともに体系的な施策の展開を図るための基本とな る計画を策定する。	事業なし	栃木市の例により 合併時に統合する。

３．合併時に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	観光パンフレット作 製に関すること 6 1	栃木市観光のPRのために、パンフレットの作製を行い、観 光客の誘客を図る。 【栃木地域】 新市の総合パンフレット作製、蔵の街ウォーキン グマップ、太平山観光パンフレット、星野・出流 観光パンフレット 【大平地域】 太平山&晃石山を歩こうパンフレット 【藤岡地域】 ふじおかガイドマップ 【都賀地域】 つが彩発見 【西方地域】 西方町ぐるっと案内図（旧パンフレットを修正）	岩舟町の観光PRのためパンフレットを作製し、観光客の誘 客を図る。 岩舟町観光パンフレット	新市のパンフレッ トは、合併時までに再 編する。 ただし、地域ごとの パンフレットは、現行 のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

産業振興部会

4. 合併後に再編

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		栃木市	岩舟町	
1	優良農業経営者表彰事業に関する事		【都賀地域】 農業において、創意工夫を実践された他の模範となる者、省力化・合理化等の経営改善に積極的に取り組みを行った者に対し表彰を行う。農業者の意識の高揚を図るとともに、広く市民にその重要性を周知し、農業の振興を図る。	該当なし	他の表彰規定と調整のうえ、合併後に再編する。
	2 1 7				
2	農政対策連絡協議会に関する事		農業関係団体と連絡協調を図りながら、農業者の立場を代表し農政活動を行い、農業者の地位の向上に寄与する。	該当なし	合併後に再編する。構成する各種農業団体の調整が未了のため、調整がつき次第再編する。
	4 7				

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(産業振興部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

1. 現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
1	商店街振興組合法 に関すること	【栃木地域】 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定により、商店街振興組合法の一部が改正され、その地区が市の区域を越えない商店街振興組合及び連合会に係るものは所管する行政庁が「都道府県知事」から「市長」へと権限委譲されたことにより、決算関係の書類の受理、役員変更や定款変更等に関する業務を行う。	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	7 5	対象組合：栃木市中央商店街振興組合	
2	観光客入り込み調査に関すること	栃木県内の観光客入込数及び宿泊数を推計し、観光客の動向を把握するとともに、栃木県観光施策の基礎資料とするため、栃木県観光交流課より毎年調査依頼を受けて実施 ・宿泊客数調査 観光客中心の宿泊施設 一般宿泊施設 ・調査対象期間 毎年1月1日から12月31日までの1年間 ・調査時期 毎年3月に前年分を回答	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	7 7		
3	観光ボランティアガイドに関すること	【栃木地域】 栃木市観光ボランティア協会 ・観光ボランティアガイドの活動・育成支援 ・観光案内の委託業務 ・観光ボランティアガイド養成委託 【大平地域】 大平町観光案内ボランティアの会	事業内容は同様であるが、活動エリアが違いうため、現行のとおりとする。
	7 8		
4	伝統工芸品に関すること	工芸品について、栃木県伝統工芸品に指定されるよう支援を行う。 指定品 【栃木地域】 栃木の樽、栃木の桐下駄、栃木鬼瓦、栃木の線香 【藤岡地域】 新波の提灯 【都賀地域】 都賀の座敷簀	両市町で同様の事務であり、また、地域の特色ある工芸品であるので、現行のとおりとする。
	8 1		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	商店街通行量調査 に関すること	【栃木地域】 栃木商工会議所と市が共同で行う調査であり、中心商店街の商業環境を継続的に把握するため実施 2年に1回実施（7月上旬）※次回は、平成25年度	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	8 2			
6	工場適地調査に関すること	「工場立地法」に基づき工場適地が指定され、国が企業誘致を促進する。 工場適地は、原則 30,000 平方メートル以上の地質、地形、地盤、気候等の自然条件、輸送施設、工業用水、労働力等の立地条件の優れた用地を選定すること 指定地区 【栃木地域】 惣社東産業団地 ※平成 22 年度に千塚町上川原地区を新規適地に申請を行った。 【藤岡地域】 中根企業用地 【都賀地域】 大柿地区	該当なし	指定された地域については、現行のとおりとする。
	8 5			
7	工場立地法に関すること	工場立地法に規定する特定工場の新設または変更があった場合、設置者より届出を受理・審査する。（平成 13 年度から栃木県条例に基づく権限委譲により、市町の所管業務となる。）	工場立地法に規定する特定工場の新設または変更があった場合、設置者より届出を受理・審査する。（平成 13 年度から栃木県条例に基づく権限委譲により、市町の所管業務となる。）	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	8 6			
8	採石、砂利採取に関すること	採石及び陸砂利の採取については、採石法及び砂利採取法に基づき事業者が県知事へ許可申請書を提出する。県は、認可を判断するにあたり、掘削箇所を管轄する市町村長へ意見書の提出を依頼する。これにより、庁内では、商工観光課を窓口に関係各課へ意見照会を行い、取りまとめの上、本市意見書を県へ送付する。	採石及び陸砂利の採取については、採石法及び砂利採取法に基づき事業者が県知事へ許可申請書を提出する。県は、認可を判断するにあたり、掘削箇所を管轄する市町村長へ意見書の提出を依頼する。これにより、庁内では、経済課を窓口に関係各課へ意見照会を行い、取りまとめの上、本町意見書を県へ送付する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	8 8			
9	蔵の街駐車場連絡協議会に関すること	【栃木地域】 市内中心部の駐車場の統一的な利用・運営を図るとともに、今後の本市商業の振興及び観光振興について、研究を行う。 事業内容 各駐車場間の相互利用、基本料金の統一、統一案内看板の設置、その他駐車場の有効活用等	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	8 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
10	・県主催の観光キャンペーンへの参加により、県内外への栃木市の観光アピール及び物産の販売を行う。	・県主催の観光キャンペーンへの参加により、県内外への岩舟町の観光アピール及び物産の販売を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 0		
11	県・県観光協会及び県立自然公園内各市町村並びに県立自然公園内観光協会相互の連絡協調を図り自然公園内各地の観光事業の健全なる発展を期することを目的とする県立自然公園連絡協議会に加盟	県・県観光協会及び県立自然公園内各市町村並びに県立自然公園内観光協会相互の連絡協調を図り自然公園内各地の観光事業の健全なる発展を期することを目的とする県立自然公園連絡協議会に加盟	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 2		
12	下都賀地区の3市3町で構成する協議会 広域的な観光資源を多くの観光客にPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。	下都賀地区の3市3町で構成する協議会 広域的な観光資源を多くの観光客にPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 3		
13	温泉法に関すること	温泉掘削及び湯沸ポンプの設置については、温泉法に基づき事業者が県知事へ許可申請書を提出する。この添付書類として、掘削箇所を管轄する市町村長の意見書が必要となるため、事業者から市長あて事業計画に対する意見書の発行依頼がなされる。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 9	これにより、市内では、商工観光課を窓口に関係各課へ意見照会を行い、取りまとめの上、本市意見書を発行する。 ※温泉あり。	
14	東京スカイツリーア ンテナショップに関 すること	東京スカイツリーに設置される栃木県アンテナショップへの運営負担金を支払う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 1 7		
15	小江戸とちぎ会に関 すること	【栃木地域】 小江戸を名乗る埼玉県川越市、千葉県香取市、栃木市において、毎年持ち回りで小江戸サミットを開催する。 小江戸サミットは市との共催にて実施	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	9 4		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	首都圏自然歩道管理業務に関すること	首都圏自然歩道の利用者のための安全確保及び各施設の維持管理を行う。 【栃木地域・大平地域】 歩道巡視、車道巡視、刈り払い、清掃の経費	首都圏自然歩道の利用者のための安全確保及び各施設の維持管理を行う。 歩道巡視、車道巡視、刈り払い、清掃の経費	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 5			
17	鯉飼育管理業務に関すること	【栃木地域】 市民と観光客に対し、憩いとやすらぎを与えることを目的とする。 昭和38年から鯉の放流と飼育管理を行っている。 県庁堀りの清掃、錦鯉観賞池管理、揚水ポンプ維持管理	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	9 6			
18	セーフティネット保証認定業務に関すること	経営の安定に支障が生じている中小企業者について、「特定中小企業者」（中小企業信用保険法）の認定を行い、保証限度額の別枠化等の優遇を受けることができる「セーフティネット保証」の申込要件を整え、もって中小企業者の経営安定を図る。	経営の安定に支障が生じている中小企業者について、「特定中小企業者」（中小企業信用保険法）の認定を行い、保証限度額の別枠化等の優遇を受けることができる「セーフティネット保証」の申込要件を整え、もって中小企業者の経営安定を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 0			
19	震災緊急保証認定業務に関すること	東日本大震災に起因して経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して認定を行い、保証限度額の別枠化等の優遇を受けることができる「震災緊急保証」の申込要件を整え、もって中小企業者の経営安定を図る。	東日本大震災に起因して経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して認定を行い、保証限度額の別枠化等の優遇を受けることができる「震災緊急保証」の申込要件を整え、もって中小企業者の経営安定を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 1			
20	フィルムコミッション事業に関すること	栃木市の知名度の向上と集客力を図るとともに、映像・情報関連産業の集積を図る一助とするため国内外の映画等のロケーションを栃木市に誘致する。 内容 ①映画等のロケーションの誘致に関すること ②映画等のロケーションへの協力に関すること ③その他目的達成のために必要なこと	映画やテレビ、CMなど各種映像作品の撮影のための候補地などを紹介する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 2	関係団体 たちぎえ〜ぞ〜支援隊、栃木市、栃木商工会議所、 (社)栃木市観光協会		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
21	大光寺工業団地連絡協議会に関する こと	【栃木地域】 大光寺工業団地 団地内における清掃活動等を実施する大光寺工業団地連絡協議会の活動支援及び調整池の管理を行う。	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	104			
22	企業立地促進法に関する こと	・国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が地域産業活性化協議会での協議を経て作成し、主務大臣の同意を得た基本計画に対して、その計画に基づく事業について支援措置が得られる。 ・平成20年6月16日に基本計画について国の同意を取得 ・集積指定産業 自動車、航空宇宙関連産業、医療機器関連産業	・国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が地域産業活性化協議会での協議を経て作成し、主務大臣の同意を得た基本計画に対して、その計画に基づく事業について支援措置が得られる。 ・平成20年6月16日に基本計画について国の同意を取得 ・集積指定産業 自動車、航空宇宙関連産業、医療機器関連産業	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	105			
23	県産業集積活性化協議会に関する こと	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内25市町、他関連7団体	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内25市町、他関連7団体	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	106			
24	食の回廊に関する こと	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。 ・とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道推進協議会	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。 ・とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道推進協議会	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	237			
25	観光ぶどう園協議会に関する こと	【大平地域】 ・観光農業の振興と経営の近代化を図り、会員の経営安定と所得向上を期するとともに、市観光の発展に寄与することを目的とする。 ・大平町観光ぶどう園協議会 会長 杉田康夫 会員 60人（ぶどう園主） 事務局：NPO法人太平山南山麓友の会 ・事業 ぶどうまつり、観光ぶどうキャンペーン、ぶどう収穫・ぶどうジャム作り体験事業	該当なし	栃木市独自の協議会であり、現行のとおりとする。
	107			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
26	観光いも掘り農園 に関する事	【藤岡地域】 ・藤岡地区特産品の一つのさつまいも（ペニアズマ）を市内の生産農家で栽培し、秋の収穫時にいも掘り農園として開所し市内外からの観光客を誘致し、いも掘り体験をしてもらい、さつまいもの美味しさをPRすること ・組合員数 3名（農園数）	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	110			
27	キュービクルカバ ー製作設置に 関すること	【栃木地域】 ・蔵の街大通り沿いの地上機器（キュービクル）に木製カバーを設置することにより、街並み環境の美化と観光都市としてイメージアップを図る。	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	116			
28	惣社東産業団地 に関する事	惣社東産業団地への企業誘致を行い、早期の完売を目指す。 団地概要 事業主体：栃木県企業局 団地面積：21.8ha 分譲面積：14.3ha（うち分譲中3.5ha） 分譲価格：21,600円/㎡、24,240円/㎡ 用途地域：工業地域（地区計画あり）	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	123			
29	皆川城内産業団 地に関する事	皆川城内産業団地へ立地する企業への立地の際の手続き等の支援を行う。 団地概要 平成19年11月全9区画完売 事業主体：市土地開発公社 団地面積：4.9ha 分譲面積：3.5ha（分譲済み） *地区計画あり	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	124			
30	中根企業用地 造成事業に 関すること	旧藤岡高校用地を活用し、低廉で良好な企業用地を造成。 概要 造成面積：約5.8ha 分譲面積：約4.7ha 地権者：栃木市	該当なし	栃木市独自の事業であり、現行のとおりとする。
	126			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
31	事務事業名 地区雇用協会に関する こと 7 9	職業安定法の目的を達成するため栃木公共職業安定所の行う就業促進及び労働力の需給調整並びに職業指導、定着指導等について関係機関と有機的な連絡調整を図りながら協力を行う。 事業概要 ①総会等の開催 ②地区労働力の確保 ③新規学卒者に対する職業紹介の推進、合同面接会の開催等 ④新規学卒者の職場適応指導の実施 ⑤求人情報の提供 ⑥雇用管理等研修会の開催 ⑦助成金関係会議の開催。 ⑧障害者及び中高年齢者等の雇用促進 ⑨雇用保険業務研究会の開催 ⑩職業安定機関に対する協力 ⑪各種資料の配布 自治体との関わり ①会長は栃木市長 ②事務局は栃木市商工観光課長 ③事務局は栃木市役所及び栃木公共職業安定所 ④所管区域は栃木市・壬生町・岩舟町 負担金等の割合 ①負担金算出方法 人口割。下都賀地区負担金審議会の審議を経て決定。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	事務事業番号		
32	労働関係機関との連絡調整に関すること 8 0	県労政課、小山労政事務所、栃木労働局、栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所など、関係機関との連絡調整を行い、市民からの労働相談等に対応する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
33	労働相談に関するこ と 8 4	雇用、賃金、労働時間等に関する市民からの労働相談について、商工観光課が総合窓口となり、その内容に応じて栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所等の専門機関へ引継ぎを行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
34	電気用品安全法に関する こと	市内電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、取扱商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるかを調査する。また、検査結果を取りまとめ、県へ報告する。 【特記事項】 当該事業については、栃木県条例に基づき、平成 12 年度より市町村へ委譲された。	町内電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、取扱商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるかを調査する。また、検査結果を取りまとめ、県へ報告する。 【特記事項】 当該事業については、栃木県条例に基づき、平成 12 年度より市町村へ委譲された。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 8			
35	煙火消費許可に関する こと	権限移譲推進計画に基づき、煙火類の消費等の許可や立入検査の実施等に関する権限が県から市町へ移譲された。（平成 19 年 4 月 1 日） ・煙火の消費許可（花火大会に限る） ・煙火の消費場所への立入検査 ・煙火の消費に係る事故報告受理 他	権限移譲推進計画に基づき、煙火類の消費等の許可や立入検査の実施等に関する権限が県から市町へ移譲された。（平成 19 年 4 月 1 日） ・煙火の消費許可（花火大会に限る） ・煙火の消費場所への立入検査 ・煙火の消費に係る事故報告受理 他	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 8			
36	米消費拡大に関する こと	米の消費拡大の P R や料理教室の開催等により、食料自給率の向上を図る。	米の消費拡大の P R や料理教室の開催等により、食料自給率の向上を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 3			
37	地産地消の推進に関する こと	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等をととして、地産地消の推進を図る。	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等をととして、地産地消の推進を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	2 3			
38	農業協同組合等との 連絡、調整に関する こと	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	2 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
39	農産物直売活動に 関すること	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 【栃木地域】JAしもつけよつとこれ、アグリノ里、星野 【大平地域】JAしもつけたんぽぽ、カインズモール愛菜果、 ゆうゆうプラザ、ブラッツおおひら、下皆川農 産物直売所、川連農産物直売所、西山田農産物 直売所、ゆるゆる農産物直売所 【藤岡地域】道の駅みかも万葉の里、JAしもつけ藤岡地区、 みかも 【都賀地域】JAしもつけ生田宿里の駅、ふるさとセンター、 ほたるの里より処 【西方地域】道の駅にしかたふれあいの郷、真名子ふさと 直売所	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 花野果ひろば、しずわ直売所	両市町で同様の事務の ため、現行のとおりとす る。
	24			
40	農業後継者に関す ること	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、 推薦等を行う。	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、 推薦等を行う。	両市町で同様の事務の ため、現行のとおりとす る。
	25			
41	都市農村活動に関 すること	地域活性化を図るため、農村の地域資源を活用し、都市住 民との交流を推進する。 【栃木地域】グリーンツーリズム地区協議会の各種取り組み へ支援等 皆川地区、吹上地区、寺尾地区 【大平地域】「黒大豆オーナー制」への支援 NPO法人太平山南山麓友の会 【都賀地域】大柿地区でグリーンツーリズム事業の取り組み を支援 【西方地域】農業体験交流事業体験実行委員会の各種事業の 取り組みへの支援（いちご狩り・さつまいも農業 体験）	該当なし	独自の取り組みのた め、現行のとおりとする。
	26			
42	市民農園に関する こと	地域農業資源を活かすとともに、市民に収穫の喜び等、農 業への関心と理解を深めてもらう場を提供する。 【栃木地域】グリーンツーリズム地区協議会により開設（皆川 市民農園） 【藤岡地域】わたらせふれあい市民農園開設	農園利用方式により町は、農地所有者と農作業づくりを体 験したい町民との契約仲介を行う。また、予算の範囲内で、 開設に係る経費を助成する。	独自の取り組みのため、 現行のとおりとする。
	27			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
43	環境保全型農業に関する こと	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	2 8			
44	農業災害の調査報告 に 関 する こ と	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	3 0			
45	畜産振興に関するこ と	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	3 2			
46	治山事業に関するこ と	地元の要望等を踏まえ、国、県の補助対象となる治山事業の採択、実施に向け地元及び県との調整を行う。	地元の要望等を踏まえ、国、県の補助対象となる治山事業の採択、実施に向け地元及び県との調整を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	3 4			
47	保安林に関するこ と	森林法に基づき、保安林内における許可・届出に係る事務を行う。	森林法に基づき、保安林内における許可・届出に係る事務を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	3 9			
48	伐採届に関するこ と	森林法に基づき、伐採及び伐採後の造林届出書に係る事務を行う。 (1 h a 以下の小規模林地開発を含む。)	森林法に基づき、伐採及び伐採後の造林届出書に係る事務を行う。 (1 h a 以下の小規模林地開発を含む。)	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	4 0			
49	特用林産物に関するこ と	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	4 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
50	火入れ許可に関する こと	森林法に規定する、火入れに関する許可事務を行う。	森林法に規定する、火入れに関する許可事務を行う。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	4 3			
51	林野火災に関するこ と	消防防災課と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事 務所へ連絡する。	消防署と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事務所 へ連絡する。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	4 4			
52	有害鳥獣による農林 業被害対策に関する こと	有害鳥獣による農林業被害や生活環境被害の対策として、 個体数調整による捕獲駆除及び環境整備、被害地区住民によ る自主防除により被害の軽減を図る。	有害鳥獣による農林業被害や生活環境被害の対策として、 個体数調整による捕獲駆除及び自主防除により被害の軽減を 図る。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	4 5			
53	鳥獣法に基づく飼養 許可に関すること	鳥獣法に基づく、メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に 係る事務を行う。	鳥獣法に基づく、メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に 係る事務を行う。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	4 7			
54	林道・作業道に関す ること	市内林道各路線における森林施業の安全と利便性を確保す るため、適正な維持管理を実施する。	町内林道各路線における森林施業の安全と利便性を確保す るため、適正な維持管理を実施する。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	4 8			
55	林業関係団体に関す ること	林業関係団体との意見交換、情報の共有化等により、市内 森林所有者及び林業、木材産業の振興を図る。	林業関係団体との意見交換、情報の共有化等により、町内 森林所有者及び林業、木材産業の振興を図る。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおりと する。
	5 2			
56	松くい虫防除に関す ること	松くい虫被害の蔓延を防止し、健全な松林の保全を図る。 【栃木・大平地域】 高度公益機能森林、地区保全森林の松林を主な対象に、造林 補助事業等を活用した伐倒駆除、地上散布を行う。	松くい虫被害の蔓延を防止し、健全な松林の保全を図る。 高度公益機能森林、地区保全森林の松林を主な対象に、造林 補助事業等を活用した伐倒駆除、地上散布を行う。	特定地域の事務のた め、現行のとおりとす る。
	5 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
57	利用権設定に関する こと	農地の有効利用や荒廃防止を図るため、利用権の設定による農地の流動化を促進する。	農地の有効利用や荒廃防止を図るため、利用権の設定による農地の流動化を促進する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	5 6			
58	かんがい排水事業に関する こと	かんがい排水路の整備により、農用地の湛水被害防止を図る。 実施地区 ・西前原（排水機場） 事業実施 H21～27 総事業費 294 千万円 負担割合 国 50%、県 25%、地元 25%＊ ＊栃木市 84.87%、岩舟町 14.99%、小山市 0.14%	かんがい排水路の整備により、農用地の湛水被害防止を図る。 実施地区 ・西前原（排水機場） 事業実施 H21～27 総事業費 294 千万円 負担割合 国 50%、県 25%、地元 25%＊ ＊栃木市 84.87%、岩舟町 14.99%、小山市 0.14%	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 5			
59	学校農園事業に関する こと	小・中学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	小・中学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	独自の取組みのため、現行のとおりとする。
	7 6			
60	畜産環境保全に関する こと	家畜排せつ物法に基づき巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	家畜排せつ物法に基づき巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	7 9			
61	森林経営計画に関する こと	森林所有者等が作成する造林や間伐等の計画策定の指導及び認定事務を行う。	森林所有者等が作成する造林や間伐等の計画策定の指導及び認定事務を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	8 5			
62	県営土地改良事業の 事務調整に関するこ と	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	1 0 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
63	土地改良区の統合整備に関すること	事業運営基盤の強化を図るため、小規模土地改良区の統合整備を推進する。 【栃木地域】 10土地改良区があり、8土地改良区で合併協議を行う。 【大平地域】 2土地改良区があり、地域規模も異なるため、単独で存続 【藤岡地域】 平成20年度、1土地改良区に合併済み 【都賀地域】 平成20年度、1土地改良区に合併済み 【西方地域】 2土地改良区があり、地域規模も異なるため、単独で存続	事業運営基盤の強化を図るため、土地改良区の統合整備を推進する。 2土地改良区に平成20年度合併済み	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	111			
64	農業農村整備事業管理計画に関すること	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	116			
65	土地改良区事務局に関すること	土地改良区の事務局を市の職員が担当し、事務を行う。 【大平地域】 前谷土地改良区維持管理組合の事務を行っている。 【西方地域】 小倉堀土地改良区（平成24年度終了予定）	該当なし	独自の取組みのため、現行のとおりとする。
	118			
66	アメリカシロヒトリ駆除に関すること	【栃木地域】 噴霧器等の無料貸出しによる自主駆除の推進と業務委託による公共施設の駆除を実施する。 【西方地域】 業務委託による駆除を実施する。 ・公共施設における駆除を青少年クラブ協議会に一括委託。 ・各公共施設の管理者が独自に委託	該当なし	独自の取組みのため、現行のとおりとする。
	159			
67	農業・農村振興施設の管理に関すること	農村地域の交流拡大や女性起業グループ、農産物加工組織の活動支援をするための施設の適正な管理運営を行う。 ・栃木市農村振興総合センター ・栃木市大平町西地区農産加工所 ・栃木市大平農産加工所 ・栃木市藤岡農産加工センター ・栃木市西方農産加工所 ・栃木市真名子農産加工所 ・栃木市西方農村婦人の家	農村生活の向上を総合的に推進するため、地域活動の拠点となる施設の適正な管理運営を行う。 ・岩舟町ふるさとセンター	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	167			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
68	国営事業に関するこ と	思川、巴波川に囲まれた地域（3,040ha）の湛水被害防止のため、国営整備構想（案）が調査・計画されており、事業の実施に向けた県、関係市町、土地改良区との調整を行っている。 関係市町： 小山市、栃木市、野木町 土地改良区： 美田東部、美田北部、思川西部、 栃木市東部、栃木市高谷	該当なし	実施中の事業については、現行のとおりとする。
	171			
69	緑の募金に関するこ と	公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	177			
70	農業マーケティング に関すること	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	179			
71	青果物（野菜）生産 振興に関すること	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入等の支援をする。	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入等の支援をする。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	180			
72	果樹花き振興に関す ること	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入等の支援をする。	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入等の支援をする。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	181			
73	食の安全安心に関す ること	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	182			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
74	農地・水保全管理事業に関すること	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区 【栃木地域】 仲仕上みどりの里、大塚たんぼの会、高谷町グリーンクラブ、細堀木の西みどりの会、川原田めぐみの里、宿前みどりの会、吹上東部環境保全会、春名塚環境保全会 【大平地域】 西山田自然環境保全会、富田七環境保全会、お染の里下高島、真弓南環境保全会、西水代環境保全会、24年度中に2地域が新規実施する 【藤岡地域】 水と緑の里みどりかわ 【都賀地域】 富張地区環境保全会、大柿の郷をまもる会	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区 ふるさと古江21	実施中の事業については、現行のとおりにする。
	183			
75	とちぎの元気な森づくり県民税事業に関すること	とちぎの元気な森づくり推進市町村交付金事業を活用し、里山林で整備や森を育む人づくり等の取組みを推進する。	とちぎの元気な森づくり推進市町村交付金事業を活用し、里山林で整備や森を育む人づくり等の取組みを推進する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	184			
76	地籍調査に関すること	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地目、地積を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。 【大平地域】 一部を除いて事業完了 【藤岡地域】 事業実施中 【栃木・都賀・西方地域】 未実施	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地籍を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。 一部を除いて事業完了	実施中の事業については、現行のとおりにする。
	196			
77	利根川水系農業水利協議会に関すること	利根川水系における水利情報の収集行い、農業用水の確保、渇水対策などの農業水利に関する諸問題を調査検討する。	利根川水系における水利情報の収集行い、農業用水の確保、渇水対策などの農業水利に関する諸問題を調査検討する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりにする。
	236			
78	再生可能エネルギー利活用支援事業に関すること	農業水利施設の適切な機能発揮と維持管理費の節減のため、再生可能エネルギーの生産・利用に対する土地改良区の取組を支援する。 【栃木地域】 太陽光発電施設（かん排梓川） 【西方地域】 小水力発電施設（小倉堰）	該当なし	独自の取組みのため、現行のとおりにする。
	245			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

№.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
79	林業体験教室に関する こと	将来を担う子供たちを主な対象として、森林についての理解と林業についての興味を持ってもらうことを目的とする。 【栃木地域】 林業体験教室、水とみどりの体験活動 【西方地域】 木工教室	将来を担う子供たちを主な対象として、森林についての理解と林業についての興味を持ってもらうことを目的とする。 ・木工教室	独自の取り組みのため、現行のとおりとす る。
	246			
80	自然環境保全及び緑 地環境保全地域に関 すること	栃木県自然環境の保全及び緑地に関する条例に基づき、県自然環境保全地区及び県緑地環境保全地区内における、許可、届出等の事務を行う。	栃木県自然環境の保全及び緑地に関する条例に基づき、県自然環境保全地区及び県緑地環境保全地区内における、許可、届出等の事務を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとす る。
	247			
81	有害鳥獣捕獲等の許 可に関すること	鳥獣法に基づき有害鳥獣捕獲等の許可に係る事務	鳥獣法に基づき有害鳥獣捕獲等の許可に係る事務	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとす る。
	248			
82	農業水利施設保全管 理事業に関すること	農業水利施設の老朽化などに伴う機能低下に備え、ストックマネジメント手法による施設管理の考え方を基本に、計画的かつ効率的・効果的に維持管理や更新整備を実施する。 実施地区 【栃木地域】 美田東部頭首工 【藤岡地域】 佐野市地区にある界排水機場の排水樋管補修、大岩藤地区（H24～） 【西方地域】 小倉堰	農業水利施設の老朽化などに伴う機能低下に備え、ストックマネジメント手法による施設管理の考え方を基本に、計画的かつ効率的・効果的に維持管理や更新整備を実施する。 実施地区 大岩藤地区（H24～）	特定地域の事務のため、現行のとおりとす る。
	314			
83	土地改良施設の維持 管理に関すること （排水樋門・樋管）	○排水樋門・樋管 台風や大雨時に排水樋門の開閉を行い、洪水の抑制を図る。また、通常の維持管理を行う。 【栃木地域】（排水樋門） 奈良田川、愛宕用水、沼和田用水 【西方地域】（取水樋管） 小倉堰	該当なし	特定地域の事務のため、現行のとおりとす る。
	176			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
84	土地改良施設の維持管理に関すること (排水機場)	○排水機場 団体営、県営事業等で造成された排水施設の効率的運営を図るため、適切な維持管理を行う。 【大平地域】 (土地改良区管理) 西元排水機場 ※西元排水機場の電気料等を管理委託している大美間土地改良区に対し、負担金として支出する。 【藤岡地域】 (市管理) 西前原排水機場 (土地改良区管理) 旧前原排水機場、石川排水機場、東谷津排水機場、新井排水機場 ※上記４施設については、土地改良区管理の施設あり、維持管理の補助金を支出。 (他の管理) 荒川排水機場、与良川排水機場、与良川第二排水機場、邑楽東部排水機場、界排水機場 ※上記５施設については維持管理経費を市受益地分の負担金を支出。	栃木市（藤岡町）西前原地区の排水機場の維持管理・運営費を負担している。	特定地域の事務のため、現行のとおりとする。 岩舟町の負担金は合併時をもって廃止する。
	234			
85	耕作証明に関すること 1	軽油免税申請等に係る耕作証明書の発行 23年度 374件	軽油免税申請等に係る耕作証明書の発行 23年度 41件	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
86	農業委員会の運営に関すること 7	農業委員会の運営に関することを定める。 ・事務処理等	農業委員会の運営に関することを定める。 ・事務処理等	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
87	農業委員会交付金に関すること 10	委員報酬、職員設置費等農業委員会活動に対する県の交付金を受けるための申請及び実績報告書の作成	委員報酬、職員設置費等農業委員会活動に対する県の交付金を受けるための申請及び実績報告書の作成	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
88	許可事務に関すること (農地の権利の設定移転) 11	農地法３条に基づき農地の権利の権利の設定移転に関する許可申請に対して事務処理を行う。	農地法３条に基づき農地の権利の設定移転に関する許可申請に対して事務処理を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
89	農業生産法人に関する こと	農業経営の法人化を促進するため、農地法の要件を満たす法人に対し農地等の権利取得を認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収等に関する事務	農業経営の法人化を促進するため、農地法の要件を満たす法人に対し農地等の権利取得を認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収等に関する事務	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	16			
90	農地法届出申請事務 に関すること	許可の適用除外案件の内、市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。 23年度 198件	許可の適用除外案件の内、市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。 23年度 16件	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	17			
91	相続税、贈与税猶予 に関すること	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。 23年度 3件	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。 23年度 2件	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	19			
92	情報活動事業に関す ること	農業者への情報提供を行う。 ・市広報へ掲載 ・市ホームページへ掲載	農業者への情報提供を行う。 ・市広報へ掲載 ・市ホームページへ掲載	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	23			
93	全国農業新聞に関す ること	総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	24			
94	農業者年金業務に関 すること	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	26			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
95	農家台帳の整備に関する こと	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	34			
96	自作農創設事業に関する こと	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・35筆 11,097㎡	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・6筆 2,046㎡	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	35			
97	農地調整事務処理事業に関する こと	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査等を行う。	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査等を行う。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	36			
98	事業計画に関する こと	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	39			
99	農業従事者証明に関する こと	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 23年度 92件	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 23年度 16件	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	41			
100	農業委員会委員選挙 人名簿登載申請書に 関すること	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	両市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	54			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
101	農地法１８条に関する こと	農地貸借の合意解約に関する事務を行う。 随時受付 ２３年度 １９０件	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	５６		
102	非農地証明願に関す ること	非農地証明願について、総会において非農地と決定された願 出に対し、非農地証明書を発行する。 ２３年度 ６０件	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	５７		
103	買受適格証明願に関 すること	民事執行法、国税徴収法により売却される農地について、入 札参加のための買受適格証明書を発行する。 ２３年度 ２件	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	５８		
104	遊休農地に関するこ と	遊休農地解消のため、遊休農地の実態把握と解消促進のため の農地パトロール等を行う。 ２３年度 耕作放棄地 ６９１，５７９㎡	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	６２		
105	農業経営基盤強化促 進法に関すること	利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を総会で決 定し、市に要請する。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	６８		
106	家族経営協定に関す ること	労働時間、労働報酬、休日等について文書により取り決めを 行い、それぞれ自覚をもって経営に参画できるよう推進、協定 等を行う。	両市町で同様の事務 のため、現行のとおり とする。
	７１		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	大規模小売店舗立地法に関する事	①法律の目的 (1)大型店が地域社会との調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺の生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献をしていくことが必要。 (2)地域住民の意見を反映しつつ、公正かつ透明な手続きによって問題解決を図るために、国が定める共通の手続きとルールに従って、地方自治体が個別ケース毎に地域の実情に応じた運用を行い得るような制度を新たに構築することが必要。 (3)このため、大規模小売店舗立地法を制定し、大型店と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続き等を定めることとする。 ②法律の概要 (1)対象となる大型店 店舗面積1,000平方メートル超のもの（政令事項） (2)調整対象事項 ア 駐車需要の充足その他による周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全、その他） イ 騒音の発生その他による周辺の生活環境の悪化防止のために配慮すべき事項 (3)法律の運用主体 都道府県、政令指定都市同時に市町村の意思の反映を図ることとし、また、広範な住民の意思表明の機会を確保する。 ③市町村の役割 (1)届け出の公告の通知書受理 (2)生活環境保持の見地からの意見申し出 (3)勧告に関わる意見書の提出 (4)出店予定者の事前協議に対する市意見書の提出 (5)庁内関係各課への意見照会及び取りまとめ (6)説明会実施方法の承認 ④特記事項 平成22年度より大店立地法に関する事務が市に権限委譲された。	大規模小売店舗立地法に基づき届出の受理に関する事務等は県で行っており、市町村意見提出等に関する業務を行っている。	栃木市の例により、合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	ベンチャー企業支援 に関すること	県等が実施する技術開発、販路開拓、人材育成等に関する支援制度について、市ホームページ等により情報提供を行うことにより、新規事業の展開及び新製品の開発等を支援する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	8 7			
3	観光写真コンテスト に関すること	とちぎの四季観光写真コンテスト ・栃木市の観光を広く一般に周知するため実施 【藤岡地域】 渡良瀬遊水地フォトコンテスト ・渡良瀬遊水地やその周辺を広く広報し、地域活性化を図るために実施	該当なし	とちぎの四季観光写真コンテストは、栃木市の例により、合併時に統合する。 渡良瀬遊水地フォトコンテストは現行のとおりとす。
	9 1			
4	県企業立地促進協議 会に関すること	栃木県への企業立地の促進を目的とし、県内産業団地への企業誘導対策の検討及び実施、産業団地造成及び産業基盤整備開発に関する調査研究等を行う。 ・構成会員 栃木県、市町、宇都宮市街地開発組合、栃木県土地開発公社、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、民間工業団地造成事業者	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2 5			
5	農業経営改善計画認 定審査に関すること	農業者等から申請のあった農業経営改善計画が市の基本構想に即しているか、審査会（１２人）において審査する。また、その計画達成を支援する。 年３回程度開催	(農業委員会で審査実施)	新市において円滑な事務執行を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9			
6	林地開発許可に関す ること	1 h a を越える森林開発についての許可事務を行う。 (権限委譲：平成１９年４月１日から)	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	3 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	内水面漁業に関する こと	関係機関との連絡・調整を行う。	該当なし	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	54			
8	農業体験学習に関す ること	生産者と連携を図りながら、農作業の体験の機会を提供し、 農業の理解促進を図る。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	155			
9	農村男女共同参画に 関すること	男女がお互いに尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同 参画社会を確立し、豊かで活力ある開かれた農業・農村を築 くための事業を展開する。栃木市農業・農村男女共同参画ど ジョンの策定（平成24年度）	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	158			
10	総会に関すること	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほ か、重要案件について審議、決定をする。 毎月30日頃 開催	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほ か、重要案件について審議、決定をする。 毎月21日頃 開催	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	22			
11	農業青色申告会に関 すること	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催 する。 栃木市農業青色申告会 会員数 416名	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催 する。 岩舟町農業青色申告会 会員数 56名	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	51			
12	役員会に関すること	事業等の事前協議を行う。 名称は、役員会とする。 構成は、会長、職務代理人、委員9名とする。 総会に諮る案件以外の重要事項について、調整を行う。 12名	事業等の事前協議を行う。 名称は、運営委員会とする。 構成は、会長、職務代理人、委員6名とする。 総会に諮る案件以外の重要事項について、調整を行う。 9名	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	60			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	農業委員会補助員に 関すること	農家と農業委員会との連携及び事務の円滑な執行を図る。 名称は、農業委員会補助員とする。 農家集落ごとに1人配置する。 農業委員選挙人名簿登録申請書の配布・回収、農地関係調 査等を行う。 報酬は、定額分5,000円と担当農家一戸200円とする。	農家と農業委員会との連携及び事務の円滑な執行を図る。 名称は、農事調査員とする。 自治会ごとに1人配置する。 農業委員選挙人名簿登録申請書の配布・回収、農地関係調 査等を行う。 報酬は、定額4,000円とする	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	6 5			
14	新規就農者に関する こと	新規就農申請者の就農に係る審査をし、適正な助言・指導 を行う。 申請様式あり	新規就農申請者の就農に係る審査をし、適正な助言・指導 を行う。 申請様式なし	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	6 9			
15	農業再生協議会に関 すること	担い手育成対策や耕作放棄地の解消対策、農地利用集積な どの取り組みを一体的に行う。 耕作放棄地対策協議会事務局	該当なし	栃木市の例により、 合併時に統合する。
	7 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

３．合併後に再編

No.	事務事業名	現況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	観光施設整備に関する こと	維持管理 【栃木地域】 観光案内板 75 箇所 水琴窟 1 箇所 倭町小江戸ひろば 【大平地域】 大中寺の森、清水寺の森トイレ、林道下皆川線 屋外トイレ、林道下皆川線園地、その他観光施設案内標識等 【藤岡地域】 観光案内板 10 箇所、堤外桜づつみ、三電神社公園トイレ、ハイキング用道標 【都賀地域】 観光案内板 25 箇所 【西方地域】 観光案内板 3 箇所	維持管理 観光案内板 3 箇所、公衆トイレ 3 箇所、駐車場 1 箇所 草刈 公園管理 1 箇所	観光案内板については、新市の一体感を出すために、合併後速やかに再編する。 既存の施設は、現行のとおりとする。
	8 3			
2	特定鳥獣保護管理地域計画に関すること	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、市の実情に合った種別、年度別計画を策定する。	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、町の実情に合った種別、年度別計画を策定する。	新市地域計画の調整が必要であるため、合併後に県の見直し時期に合わせて再編する。
	2			
3	農作物の病害虫防除 に関すること	病害虫による被害を最小限に抑えるため、最新情報の周知や、発生した場合のまん延防止対策の措置を講じる。	病害虫の駆除を目的に町内一斉芝焼きを実施するための経費の一部を助成する。	合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。
	3 1			
4	市町村森林整備計画 に関すること	森林法に基づき、市の実情に合った森林整備を 5 年毎に 10 年間の計画を策定し、関連施策を講じる。 現計画 平成 23 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (平成 23 年度作成)	森林法に基づき、町の実情に合った森林整備を 5 年毎に 10 年間の計画を策定し、関連施策を講じる。 現計画 平成 23 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (平成 23 年度作成)	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	3 5			
5	農業振興ビジョン基本計画に関すること	農業経営が非常に厳しい局面を迎えていることや農村の持つ多面的機能の重要性が叫ばれており、今後の本市農政の進んでいく方向性を示す基本計画を策定する。(平成 25 年度策定予定)	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	5 5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	農道・ため池台帳に 関すること	農道及びため池を維持管理し、農業生産の安全と利便性を 図る。	農道及びため池を維持管理し、農業生産の安全と利便性を 図る。	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編す る。
	1 0 7			
7	田園環境マスタープ ランに関すること	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められ ているため、田園マスタープランを作成する。 【栃木・藤岡・西方地域】：策定済 【大平・都賀地域】：未策定	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められ ているため、田園マスタープランを作成する。 ・未策定	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編す る。
	1 1 2			
8	農村環境計画に関す ること	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業におけ る基本的対応策等を定める。 策定済	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業におけ る基本的対応策等を定める。 未策定	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編す る。
	1 1 3			
9	農業振興基本計画に 関すること	下都賀西部地区・栃木市（旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、 旧都賀町）、岩舟町の農業振興計画を策定し、栃木市の進行政 理をする。 上都賀南部地区・栃木市（旧西方町）鹿沼市の農業振興基本 計画を策定し、栃木市の進行政理をする。 ・計画策定年度 平成15年度 ・計画目標年次 平成25年度（計画期間、平成16年度か らの10年間）	下都賀西部地区・栃木市（旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、 旧都賀町）、岩舟町の農業振興基本計画を策定し、岩舟町の進 行管理をする。	合併時は現行のとお りとし、合併後に県の見 直し時期に合わせ再編 する。
	1 4 7			
10	食育推進に関するこ と	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体 が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体 が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編す る。
	1 7 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

産業振興部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
11	土地改良施設の維持管理に関すること （かんがい排水路）	・県営かんがい排水路 県より譲与を受けた排水路の維持管理を改良区と協力をし て実施する。 【栃木地域】 金井桑原地区、家中大塚地区、赤 津南部地区、梓川地区 【大平地域】 赤瀬川地区 【藤岡地域】 与良川地区 【都賀地域】 金井桑原地区、家中大塚地区、赤 津南部地区 【西方地域】 金井桑原地区	町が指定した基幹排水路の維持管理を改良区と協力をし て実施する。 岩舟町指定排水路	合併時は現行のとお りとし、合併後再編す る。
	9 9			
	標準農作業料金設定 に関すること	標準農作業の料金を、水稻作業、麦作作業、労務費等につ いて設定する。 農業委員会、総合支所、ＪＡ、農業公社 対応	標準農作業の料金を、水稻作業、麦作作業、労務費等につ いて設定する。 農業委員会対応	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編す る。
12	2 5			
	農地保有合理化推進 事業に関すること	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあつせん申出を 受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件 を満たす相手方の選定を行い、あつせんを行う。 農業委員会、総合支所、農業公社 対応	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあつせん申出を 受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件 を満たす相手方の選定を行い、あつせんを行う。 経済課 対応	合併時は現行のとお りとし、合併後再編す る。
13	6 3			

合併協定項目以外の主な調整方針について

【協 議】

Bランク

(都市建設部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	道路改良事業（用地・補償）に関する こと	市道の狭隘箇所や通行の円滑化を図るため、現道の 拡幅や線形改良等の事業に伴う用地取得及び物件補償を行 う。 内容： ① 国交付金事業 ② 市単独道路改良事業 ※栃木県の補償基準を準用	町道の狭隘箇所の解消や通行の円滑化を図るため、道路改 良事業に伴う用地取得及び物件補償を行う。 内容： ① 国交付金事業 ② 町単独道路改良事業 ※栃木県の補償基準を準用	現行のとおりとする。
	1 6			
2	公園等維持管理に関す ること	目的： 公園等の安全管理及び機能維持の為の管理及び維持補修を行う。 内容： ① 公園清掃等 公園内及び施設の清掃、除草、ゴミ拾い ・本庁 直営にて実施 ・大平総合支所 地元自治会等に委託 ・藤岡総合支所 地元自治会等に委託 ・都賀総合支所 地元自治会等及びシルバー人材センターへ委託 ・西方総合支所 シルバー人材センターへ委託 ② 樹木管理 (1) 除草・下草刈り ・本庁 直営及び業者委託 ・大平総合支所 地元自治会等に委託 ・藤岡総合支所 地元自治会等に委託 ・都賀総合支所 地元自治会等及びシルバー人材センターへ委託 ・西方総合支所 直営及び業者委託	目的： 公園等の安全管理及び機能維持のため管理及び維持補修を行う。 内容： ① 公園清掃等 公園内及び施設の清掃、除草、下草刈り払い (開発帰属公園については、年額1万円で地元自治会に管理を委 託。その他の公園については、シルバー人材センターへ委託) ② 樹木管理 公園内樹木の育成管理、病害虫防除・駆除のための伐採、剪定、 施肥、薬剤散布等（シルバー人材センターへ委託）	現行のとおりとする。
	4 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		岩舟町		
2					現行のとおりとする。

(2)公園内樹木の育成管理、病虫害防除・駆除のための伐採、剪定、施肥、薬剤散布等		③ 公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等（直営及び業者委託）
・本庁 直営及び業者委託 ・大平総合支所 業者委託 ・藤岡総合支所 業者委託 ・都賀総合支所 業者委託 ・西方総合支所 直営及び業者委託		
③ 公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等		管理公園数 11園 (農村公園、ちびっこ広場を除く)
・本庁 直営及び業者委託 ・大平総合支所 業者委託 ・藤岡総合支所 業者委託 ・都賀総合支所 業者委託 ・西方総合支所 業者委託		
※ 本庁においての直営については、技能労務職員6名が従事		
管理公園数		
・本庁 114公園 ・大平総合支所 68公園 ・藤岡総合支所 27公園 ・都賀総合支所 6公園 ・西方総合支所 15公園		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	市道認定・変更・廃止 に関すること	市道認定の手順： ① 地元及び関係機関等からの要望等 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 市道認定基準に照らし審査 ⑤ 議会に議案上程 ⑥ 議会の議決後、告示 市道廃止の手順： ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示 市道の概要： 平成23年4月1日現在 【栃木地域】① 路線数 1461 路線 ② 実延長 約 634 km 【大平地域】① 路線数 581 路線 ② 実延長 約 306 km 【藤岡地域】① 路線数 895 路線 ② 実延長 約 338 km 【都賀地域】① 路線数 709 路線 ② 実延長 約 257 km 【西方地域】① 路線数 394 路線 ② 実延長 約 152 km ・ 栃木地域は旧市の表示。 ・ 旧町については旧町道表示の頭に大平地域→O、 藤岡地域→F、都賀地域→T、西方地域→Nを表記。 旧栃木市道A123号線 ⇒ 栃木市道A123号線 旧大平町道123号線 ⇒ 栃木市道O123号線 旧藤岡町道1-123号線 ⇒ 栃木市道F1-123号線 旧都賀町道①-123号線 ⇒ 栃木市道T①-123号線 旧西方町道123号線 ⇒ 栃木市道N123号線	町道認定の手順： ① 地元及び関係機関等からの要望等 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 議会に議案上程 ⑤ 議会の議決後、告示 町道廃止の手順： ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示 町道の概要： 平成23年4月1日現在 ① 路線数 601 路線 ② 実延長 約 246km	栃木市の例により合併時に統合する。
	6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	袋小路整備に関するこ と	利用する戸数が２戸以上及び道路幅員が１．８０ ｍ以上である袋小路の生活道路関係者から整備の要 望があった場合、防塵処理程度の路面舗装を実施す る。	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	6 8			
3	道普請に関すること	市が材料を支給し、地元にて施工する方法により、道路 整備等を市民協働で実施する。	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	6 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

3. 栃木市の例により、合併後に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	運動公園の管理運営に 関すること	目的： 都市公園である運動公園の管理運営 内容： ・栃木市総合運動公園については、都市公園として本庁維持管理課で所管している。 運営管理については、指定管理者制度を導入している。 ※ 指定管理者 フィットネスとちの木 期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 5年間 約 808,500 千円 ・大平運動公園については、都市公園として大平総合支所都市建設課で所管し、施設の維持管理を実施している。 運動施設及び管理棟の使用に係る事務と、条例第3条に係る行為の許可事務については、教育委員会(大平教育支所)へ委任している。 ※『栃木市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則』第2条に明記 ・渡良瀬運動公園については、隣町教育支所(スポーツ振興)で管理運営している。 ・都賀地域は、運動公園は無い。 ・西方総合公園については、都市公園として産業建設課と西方教育支所で所管している。 スポーツ施設及びスポーツ管理棟以外については、維持管理、運営管理ともに産業建設課で実施している。 清掃、草刈り、植栽の剪定、公園管理棟の管理等が主な作業内容だが、シルバー人材センターに業務を委託している。 スポーツ施設及びスポーツ管理棟については、維持管理・運営管理ともに教育委員会(西方教育支所)で所管している。 ・八百比丘尼公園については、産業建設課で所管している。 清掃、草刈り、植栽の剪定等が主な作業内容だが、シルバー人材センターに業務を委託している。 都市公園以外の運動公園については、教育委員会(西方教育支所)にて所管している。	目的： 岩舟町総合運動公園及び健康福祉センターの管理運営 内容： ・岩舟町総合運動公園は、運動施設及び健康福祉センターを含め都市公園として建設課で所管している。 管理運営については指定管理者制度を導入している。 ・指定管理者について 募集方法 公募 指定期間 平成24年4月1日 ～平成28年3月31日 選定方式 選定委員会により候補者を決定 指定管理料 約 50,684 千円 (1年間(予定額))	合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。
	41			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

４．合併後に再編

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
1	道路整備計画に関する こと	道路整備の計画的かつ効率的な推進を図る。 内容： 栃木市の道路整備の考え方や整備基準等を定めるもの。 現在、栃木市道路整備基本計画を策定中。 平成25年3月策定予定。	道路整備の計画的かつ効率的な推進を図る。 内容： 岩舟町の道路整備の考え方や整備基準等を定めるもの。 町道整備事業優先順位基準。 平成19年4月策定。	継続事業及び整備予定の路線については、合併時は現行どおりとして、新たに整備の計画をする路線については、地域の実情や現場条件等を考慮して、合併後に再編する。	
	4 6				
2	緑の基本計画の策定に 関すること	目的： 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置の総合的な計画を策定する。 内容： ・本庁 緑の基本計画（H16年度策定）を効率的、効果的に推進するため、官民協働による推進組織として緑の基本計画推進会議を設置（H20年度）し、具体的な推進事項を検討する。	該当なし	合併後に再編する。	
	5 8	概要： 推進会議の開催 年2回程度 任期 3年 委員 28名 ・都賀総合支所 都賀町緑の基本計画（平成10年度策定）を効率的、効果的に推進していく。			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

都市建設部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
3	桜のオーナーに関する こと	【栃木地域】 目的： 環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による桜のあ るまちづくりを推進する。 概要： 栃木市桜のオーナー制度実施要綱 ①募集本数 30 本 ②応募資格 個人、企業、団体等(市外可) ③費用 桜 1 本につき 30 千円の寄附 ④その他 銘板の設置 桜の所有権は市に帰属	目的： 環境に対する町民意識の高揚を図り、町民との協働による桜のあ るまちづくりを推進するため、総合運動公園内に桜守（里親）制度 による植樹を行う。 概要： 岩舟町桜守の会員制度実施要綱 ①募集本数 これまでに 108 本 ②応募資格 個人、企業（町外可） ③費用 桜 1 本につき 25 千円の寄附 ④その他 銘板の設置 桜の所有権は町に帰属 管理は指定管理者が行う 現在は募集なし	合併後に再編する。
	7 4	【藤岡地域】 目的： 桜を守り育てる里親制度により、市民参加のボランティアによる 自然環境に対する意識の高揚を図り、桜を活かしたまちづくりを推 進することを目的とする。 概要： 藤岡町桜の里親制度実施要綱 ①募集本数 23 本 ②応募資格 個人 ③費用 桜 1 本につき 20 千円の寄附 ④その他 銘板の設置 桜の所有権は市に帰属		

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(都市建設部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

１．現行のとおり

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	国交付金の申請及び実績報告に関すること 9	市道改良等に係る国交付金の交付申請及び実績報告を行う。	町道改良等に係る国交付金の交付申請及び実績報告を行う。	現行のとおりとする。
2	災害復旧事業（道路） に関すること 1 2	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	現行のとおりとする。
3	道路改良事業（工事） に関すること 1 5	市道の狹隘箇所への解消や通行の円滑化を図る。	町道の狹隘箇所の解消や通行の円滑化を図る。	現行のとおりとする。
4	土木事業に係る関係機関との調整、要望等に関すること 2 1	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	現行のとおりとする。
5	排水路整備事業に関すること 2 4	大雨時に溢水する未整備や小規模な排水路を調査し、雨水の流下能力を高める整備を行う。	大雨時に溢水する未整備や小規模な排水路を調査し、雨水の流下能力を高める整備を行う。	現行のとおりとする。
6	災害復旧事業（河川） に関すること 2 9	異常気象等により被災した準用河川及び普通河川の復旧を行う。	異常気象等により被災した準用河川及び普通河川の復旧を行う。	現行のとおりとする。
7	自然公園の施設整備 に関すること 4 2	県の交付金事業等を導入して、公園内の施設整備を行う。 ・太平山県立自然公園	県の交付金事業等を導入して、公園内の施設整備を行う。 ・太平山県立自然公園 ・唐沢山県立自然公園	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8	建設工事及び建設工事に係る業務委託の歩掛並びに単価に関すること	県から送付される建設工事及び建設工事に係る業務委託の積算歩掛並びに積算単価表等に関する文書を関係事業課に送付し、周知を図る。	県から送付される建設工事及び建設工事に係る業務委託の積算歩掛並びに積算単価表等に関する文書を関係事業課に送付し、周知を図る。	現行のとおりとする。
	5 2			
9	建設副産物実態調査に関すること	栃木県建設副産物実態調査要領に基づき、建設工事において、請負業者から提出された再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、各種建設副産物の再生資源利用量、再生資源利用率等について取りまとめ、四半期毎に県に報告する。	栃木県建設副産物実態調査要領に基づき、建設工事において、請負業者から提出された再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、各種建設副産物の再生資源利用量、再生資源利用率等について取りまとめ、四半期毎に県に報告する。	現行のとおりとする。
	5 4			
10	スマートＩＣの設置推進に関すること	都賀西方PAにスマートICを設置するため、国・県・市・NEXCO等の関係機関による勉強会を組織し、検討、調整を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	5 5			
11	市道供用開始・区域決定・区域変更に関すること	道路法第9条、第18条に基づき、市道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	道路法第9条、第18条に基づき、町道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	現行のとおりとする。
	7			
12	道路工事施行承認に関すること	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	現行のとおりとする。
	1 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	道路通行制限に関する こと	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠損その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。 道路監理員 42名	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠損その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。 道路監理員 5名	現行のとおりとする。
	12			
14	特殊車両通行許可及びバス路線認可協議に関する こと	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	現行のとおりとする。
	13			
15	道路構造物破損事故の 処理に関する こと	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	現行のとおりとする。
	14			
16	道路管理瑕疵に関する こと	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	現行のとおりとする。
	17			
17	道・水路用地寄附採納 及び帰属等に関する こと	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	現行のとおりとする。
	18			
18	道路維持修繕事業に 関すること	市道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	町道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	現行のとおりとする。
	19			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
19	事務事業名 事務事業番号		
	法定外公共施設と申請に関する事 2 1	譲与もれ財産について随時申請事務を行う。	現行のとおりとする。
20	橋りょう維持修繕事業に関する事 2 2	現在市道に架設してある老朽化した橋梁の補強、補修を行う事業である。	現行のとおりとする。
21	道路河川占用更新申請に関する事 2 3	道路法、河川法に基づき道路、河川管理者（国・県）への占有施設の占有許可の更新を行う。	現行のとおりとする。
22	交通安全施設整備関係に関する事 2 4	道路の交通安全施設等の整備を行うことにより、交通安全を確保し、交通事故の減少を図る事業である。	現行のとおりとする。
23	市道の草刈りに関すること 2 5	市道の路肩等に繁茂する草、木の枝等により市道の通行に支障をきたしている場合や、これらの草木が視界をさえぎり安全な通行に支障をきたしている場合に、直営及び業者委託による除草及び木の伐採を実施し、安全な道路空間を確保する。	現行のとおりとする。
24	違法放置物件に関する事 2 6	道路上に長期間にわたり放置され交通上の障害となつてゐる違法放置車両や道路敷へ不法投棄されたごみ類等、違法に放置された物件を除去することにより、安全で快適な道路空間の確保を図る。	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
25	道路占用物件の支障 移転に関すること	道路管理者が行う市道の工事等の際、支障となる占用物件を 移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	道路管理者が行う町道の工事等の際、支障となる占用物件 を移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	現行のとおりとする。	
	29				
26	道路照明灯の設置に 関すること	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、交 通事故の減少を図る事業である。	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、 交通事故の減少を図る事業である。	現行のとおりとする。	
	30				
27	河川管理瑕疵に関す ること	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、管 理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償す る。	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、 管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠 償する。	現行のとおりとする。	
	39				
28	街路樹の維持管理に 関すること	市道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	町道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	現行のとおりとする。	
	44				
29	排水施設管理に関す ること	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元自 治会や土地改良区・水利組合等においているが、地元だけ では作業が困難であるものについて、現地調査の上、浚渫工事 等を市で施工する。 また、地元自治会等が行う側溝等の清掃時に排出された土砂 の処分を行う。	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元 自治会や土地改良区・水利組合等においている。 また、地元自治会等が行う側溝等の清掃時に排出された土 砂の処分を行う。	現行のとおりとする。	
	45				
30	都市公園等台帳の作 成保管に関すること	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳を 作成、保管する。	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳 を作成、保管する。	現行のとおりとする。	
	54				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
31	開発行為の協議に関すること	都市計画法第32条に基づく協議（帰属される道路、水路、公園）についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続を行う。	都市計画法第32条にも基づく協議（帰属される道路、水路、公園）についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続を行う。	現行のとおりとする。
	55			
32	調整池の維持管理に関すること	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	現行のとおりとする。
	60			
33	新栃木駅東西自由通路の維持管理に関すること	市所管の新栃木駅東西自由通路と東西駅前広場の維持管理を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	65			
34	栃木駅南北連絡通路の維持管理に関すること	市所管の栃木駅南北連絡通路と南北駅前広場の維持管理を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	67			
35	国・県道移管に関すること	国・県道の市道への移管に関する事務	国・県道の町道への移管に関する事務	現行のとおりとする。
	70			
36	放流同意に関すること	生活雑排水については、公共下水道及び農業集落排水の未普及地域において合併浄化槽処理水のみに対して道路側溝水路への放流に同意する。 雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。ただし、下流域の水系を確認し排水量が許容範囲内にある場合には、放流に同意する。	生活雑排水については、公共下水道及び農業集落排水の未普及地域において合併浄化槽処理水のみに対して道路側溝及び水路への放流に同意する。 雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。ただし、下流域の水系を確認し排水量が許容範囲内にある場合には、放流に同意する。	現行のとおりとする。
	71			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
37	公園用地寄附採納及び帰属等に関すること	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	現行のとおりとする。
	7 3			
38	渡良瀬川クリン運動に関すること	渡良瀬川流域沿川の関係自治体等で構成する渡良瀬川クリン運動協議会で実施する事業であり、毎年１回流域沿川の住民と共に河川敷の清掃を一斉に実施する。	該当なし	現行のとおりとする。
	7 9			
39	通学路の交通安全施設整備に関すること	教育委員会が主となって通学路の安全点検を実施し、その結果に基づいて道路管理者が交通安全施設等の整備を行うことにより、登下校中の児童生徒の安全確保を図る。	教育委員会が主となって通学路の安全点検を実施し、その結果に基づいて道路管理者が交通安全施設等の整備を行うことにより、登下校中の児童生徒の安全確保を図る。	現行のとおりとする。
	8 4			
40	無届土地取引調査に関すること	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	現行のとおりとする。
	8			
41	遊休土地調査及び報告に関すること	国土利用計画法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から抽出して利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	国土利用計画法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から抽出して利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	現行のとおりとする。
	9			
42	国土利用計画法による届出に関すること	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後２週間以内に届出をすることになるため、審査後受理する。	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後２週間以内に届出をすることになるため、審査後受理する。	現行のとおりとする。
	1 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
43	地価公示及び地価調査に関すること	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	現行のとおりとする。
	1 1			
44	都市計画事業の企画・調整に関すること	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画など魅力ある都市づくりを計画的に誘導する。	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画など魅力ある都市づくりを計画的に誘導する。	現行のとおりとする。
	1 2			
45	都市計画決定・変更に関すること	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。	現行のとおりとする。
	1 3			
46	都市計画法の施行に関すること（第53条の許可他）	都市計画法（道路・公園等）の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。	都市計画法（道路・公園等）の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。	現行のとおりとする。
	1 6			
47	都市計画基礎調査事務に関すること（5年ごとに調査）	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	現行のとおりとする。
	1 8			
48	都市計画現況調査に関すること	都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	現行のとおりとする。
	2 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況			調整内容
		栃木市	岩舟町		
49	駐車場法による届出 に関すること	平成12年度に権限が委譲された駐車場法に基づく路外駐 車場の届出の受理等の事務を行う。	平成12年度に権限が委譲された駐車場法に基づく路外駐 車場の届出の受理等の事務を行う。		現行のとおりとする。
	27				
50	国庫補助金等に関す ること	国土交通省所管（都市局・住宅局）の国庫補助金等の取り まとめ、実績報告等の事務を行う。	国土交通省所管（都市局・住宅局）の国庫補助金等の取り まとめ、実績報告等の事務を行う。		現行のとおりとする。
	31				
51	組合施行の土地区画 整理事業に関するこ と	土地区画整理組合の補償、工事、換地、測量等の業務の運 営管理を行う。（栃木市箱森西部土地区画整理組合、栃木藤岡 バイパス下皆川・富田土地区画整理組合、藤岡町荒立北土地 区画整理組合） 【該当：栃木地域・大平地域・藤岡地域】	該当なし		現行のとおりとする。
	37				
52	土地区画整理事業に 係る建築行為等の制 限に関すること	土地区画整理法第76条に基づき、施行地内の土地の形質 変更、建築物その他工作物の新築等を行う者の申請に対し審 査、許可する。 【該当：栃木地域・大平地域・藤岡地域】	該当なし		現行のとおりとする。
	40				
53	土地区画整理事業に 係る行政不服審査に 関すること	仮換地の指定などを通知する際、行政不服審査法に基づき、 その他公権力の行使に対しての不服を申し立て、内容を審査、 違法・不当な行為の是正や排除を請求することができる。（公 共施行のみ） 【該当：栃木地域・大平地域】	該当なし		現行のとおりとする。
	41				
54	歴史的景観保全に関 すること	蔵の街大通りを含む約48haを歴史的町並み景観形成地 区として定め、地区内の工事等に対し届出を行い、歴史的建 造物等を修景する場合は、工事費の一部を補助する。 【該当：栃木地域】	該当なし		現行のとおりとする。
	49				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
55	町並み委員会に関する こと	栃木市の歴史的町並み景観形成を図るために設置された 審議し、個性豊かな町並み景観形成を図るために設置された 栃木市町並み委員会の運営を行う。 【該当：栃木地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	50			
56	都市計画法第32条第2項に基 づく公共施設の協議に関するこ と（他の部局分を除く）	開発行為に伴い新設される公共公益施設のうち、開発事業 者が管理することとなる公共施設について、法第32条第2 項に基づく協議を行う。他の公共公益施設については、管理 者が直接協議を行う。	開発行為に伴い新設される公共公益施設のうち、開発事業 者が管理することとなる公共施設について、法第32条第2 項に基づく協議を行う。他の公共公益施設については、管理 者が直接協議を行う。	現行のとおりとする。
	53			
57	高架下利用に関する こと	栃木県、栃木市、JR、東武で締結した「高架下公共利用に 関する協定」に基づき高架下利用に関する事務を行う。 【該当：栃木地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	54			
58	シビックコア地区整 備計画に関すること	栃木市シビックコア地区整備計画に基づき都市基盤整備と 併せて、国の合同庁舎とともに、民間建築物の立地を誘導し、 魅力とにぎわいのある都市の拠点形成を図る。 【該当：栃木地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	57			
59	屋外広告物に関する こと	平成21年度に県から権限移譲された栃木県屋外広告物条 例に基づく屋外広告物の許可や違反広告物の除却に関する事 務を行う。	平成21年度に県から権限移譲された栃木県屋外広告物条 例に基づく屋外広告物の許可や違反広告物の除却に関する事 務を行う。	現行のとおりとする。
	58			
60	被災宅地危険度判定 に関すること	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した 場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報 を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した 場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報 を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。	現行のとおりとする。
	60			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
61	J R 大平下駅前土地 区画整理事業に関する こと	小山栃木都市計画事業 J R 大平下駅前土地区画整理事業の 施行 事業主体 栃木市 施行面積 12.4ha 施行期間 17～26 年度 【該当：大平地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	6 4			
62	新大平下駅前地区の土 地区画整理事業の事業 化推進に関すること	新大平下駅西口周辺地区の活性化を目指し、土地区画整理 事業により市街地整備の推進を図るため、地元の合意形成や 事業に関する予備調査を行う。 【該当：大平地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	6 5			
63	ヨシ焼きの支援に関 すること	4 市 2 町と関係機関による渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会を 通じて、ヨシ焼きの広報活動・安全対策等の支援を行って いる。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	7 5			
64	みずウオーク渡良瀬 遊水地大会に関する こと	渡良瀬遊水地を会場として行われる読売新聞社主催のウオ ーキング大会の支援を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	7 6			
65	巴波川周辺地区治水 事業促進連絡会に関 すること	事務局として国土交通省に対し渡良瀬遊水地第 2 調整池の 治水容量の確保と巴波川の堤防強化等の要望等を実施してい る。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	7 7			
66	渡良瀬遊水地利用組 合連合会に関するこ と	遊水地のヨシ、茅等を採集している組合の連絡調整を目的 に設立された連合会の事務局として支援を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	7 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
67	旧谷中村合同慰霊碑 管理に関すること	旧建設省により建設された旧谷中村合同慰霊碑の維持管理を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 0			
68	岩藤大規模開発に関 すること	岩舟町御門、栃木市藤岡町小池地区の大規模開発を一体的に推進することを目的に昭和６３年度に設立された岩舟町・藤岡町大規模開発協議会の事務局を担当している。 【該当：藤岡地域】	岩舟町御門、栃木市藤岡町小池地区の大規模開発を一体的に推進することを目的に昭和６３年度に岩舟町・藤岡町大規模開発協議会が設立された。	現行のとおりとする。
	8 1			
69	藤岡駅東地区まちづ くりに関すること	土地利用の増進、駅利用者の利便性の向上、渡良瀬遊水地へのアクセス向上を図るため、駅前広場の整備や基盤整備を計画的に進め、地域の顔にふさわしいまちづくりを展開する。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 2			
70	藤岡駅西開発に関す ること	藤岡駅西地区の約20haの区域において今後の土地利用について検討を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 3			
71	谷中湖魚とのふれあ い体験に関すること	市内の幼稚園、保育園、小学校児童を対象に下都賀漁協とともに魚とのふれあい体験実行委員会を組織して事業を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 5			
72	河川占用（渡良瀬遊水 地関連）に関すること	市が申請者となり地元住民が利用するゲートボール場等について、国への河川占用許可の更新等を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
73	利根川上流河川利用者協議会に関するこ と	利根川上流周辺の各市町各団体による協議会の会員として、渡良瀬遊水地クリーン作戦や河川愛護月間河川美化清掃を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 7			
74	医療福祉・モータル事業 に関するこ と	市が用地取得、造成工事後、民間事業者が賃貸・売却を行い、大平地域に不足する診療科や福祉施設等を誘致・整備し地域医療の強化と高齢者福祉の充実を図る。 【該当：大平地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	8 9			
75	渡良瀬遊水地第2調節池 周辺地区治水事業推進連 絡協議会に関するこ と	藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡協議会の事務局として、渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業推進連絡協議会の支援を行っている。 【該当：藤岡地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	9 1			
76	中心地区整備事業に 関すること	西方町第4次振興計画の中の主要プロジェクトの一つである「人が集い交流するまちの中心地区形成プロジェクト」に基づいて、東武金崎駅から国道293号までの区域に新たな中心地区を形成し、公共施設・商業施設を集中配置することによる交流拠点施設の形成を行う計画である。【該当：西方地域】	該当なし	現行のとおりとする。
	9 2			
77	定住希望者住宅新築 等補助金に関するこ と	栃木市に定住を希望し、市内に新たに住宅を新築または購入したのに対し補助金を交付する。 H24 年中に住宅が完成又は所有権移転が完了したもの 3 年間 H25 年中に住宅が完成又は所有権移転が完了したもの 2 年間	該当なし	現行のとおりとする。
	1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
78	同和対策住宅新築資金等貸付の償還に関すること 2	・滞納者に対する償還推進 ・収納業務及び滞納整理	・滞納者に対する償還推進 ・収納業務及び滞納整理	現行のとおりとする。
	市(町)営住宅等の入居退居に関すること 8	・市営住宅等の入居申請者の受付、審査、入居の手続き事務 ・退去者の住宅の返還に係る手続き事務	・町営住宅等の入居申請者の受付、審査、入居の手続き事務 ・退去者の住宅の返還に係る手続き事務	
80	市(町)営住宅等の維持修繕に関すること 1 2	・市営住宅の計画的な改善及び緊急的な修繕 ・市営住宅の模様替え及び工作物設置並びに増築の承認	・町営住宅の計画的な改善及び緊急的な修繕 ・町営住宅の模様替え及び工作物設置並びに増築の承認	現行のとおりとする。
	被災住宅再建等利子補給事業に関すること 5 7	該当なし	東日本大震災で被災した住宅の再建等のために必要な資金の借入を行う場合、初期負担の軽減を図る。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	電子計算システムの管理運用に関することと（土木積算システム）	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体はリース及び買い取り	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体はリース	土木積算システムに関する事務は、合併時に統合し、パソコン本体の管理事務は、現行どおりとする。
	2			
2	県事業負担金（道路関係）に関すること	県が河川改修事業や道路改良事業とあわせて実施した市道橋等の架け替えや地域排水整備の費用について、負担割合に応じた負担を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	6			
3	各種同盟会・協議会に関すること	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・13団体	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・4団体	栃木市の例により合併時に統合する。
	10			
4	交通安全施設（歩道）整備に関すること	歩行者等の安全を確保するため、歩道の設置等の整備を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	17			
5	都市公園等整備事業（工事）に関すること	都市公園、その他の公園、緑地の新設等の整備工事を行う。	都市公園、その他の公園、緑地の新設等の整備工事を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	26			
6	都市公園等整備事業（用地・補償）に関すること	都市公園、その他の公園、緑地の新設等に係る用地の取得及び補償をする。	都市公園、その他の公園、緑地の新設等に係る用地の取得及び補償をする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	27			
7	河川環境整備に関すること	一級河川において、自然環境の保全を前提に、豊かで潤いのある河川空間の創出を図る。 ① 桜づつみモデル事業 ② 寺尾「水辺の楽校プロジェクト」	一級河川において、自然環境の保全を前提に、豊かで潤いのある河川空間の創出を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	32			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8	公園事業地の管理に関すること	公園事業用地として取得した土地（未整備）の維持管理を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 9			
9	道路、河川、公園工事に係る通達等の管理に関すること	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 3			
10	都市計画道路事業地の管理に関すること	取得済みの街路事業予定地を管理する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 7			
11	公共工事コスト削減対策に関すること	公共工事の実施にあたり、「公共事業コスト削減対策に関する行動計画２００９」に基づき、コスト削減を推進する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 9			
12	建設工事の検査に関すること	市発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・検査者 専門検査員・特定検査員・指定検査員 ・工事成績評定	町発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・検査者 町長は職員のうちから工事に関する検査を行う者を命ずる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 1			
13	建設工事管理技術者研修に関すること	技術研修を実施することにより、職員の質及び技術向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保する。 ・市で、研修等を開催	技術研修を実施することにより、職員の質及び技術向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保する。 ・県等の研修会に参加する	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
14	道路等のアダプト制度に関する事	身近な公共空間である道路等の美化、保全等を市民のボランティア活動により推進し、環境美化に対する市民意識の高揚と地域活動の促進を図る。	制度なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	28			
15	樋門等の維持管理業務に関する事	樋門の管理については、操作を地元自治会、水利組合、土地改良区、栃木市等がそれぞれ管理している。ただし、渡良瀬遊水地に流れ込む水路11箇所（樋門）の樋管の管理については、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所より委託を受け市が管理している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	34			
16	河川法の許可申請に関する事	準用河川に係る河川法の申請に基づき許可をする。 準用河川：県庁堀川	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	35			
17	緑地の保全及び緑化推進に関する事	緑の保全及び緑化を推進するため家庭緑化用苗木を配布する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	37			
18	河川浄化施設の維持管理に関する事	巴波川の水質改善のため、巴波川の支川である県庁堀川に浄化施設を設置し、定期的に水質検査及び希釈水放流を実施している。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	61			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	現 況	
19	事務事業番号	岩舟町	
	都市計画法の施行に 関すること（第58条 の2）	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	25		
20	景観形成の表彰及び 啓発に関すること	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	26		
	市街地開発及び市街地再 開発に関すること(市街 地再開発連絡協議会)	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
21	29		
	中心市街地活性化の総合調 整に関すること(中心市街 地活性化推進協議会)	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	30		
22	風致地区内行為の許 認可に関すること	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	32		
	土地区画整理事業に 係る外部団体等の調 整に関すること	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
23	36		
	土地区画整理事業予定地区内の地権者等で構成する推進協 議会等の支援を行う。	該当なし	栃木市の例により合併 時に統合する。
	36		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
25	個人施行の土地区画 整理事業に関するこ と	宅地の所有者または借地権を有する者が、自分の所有する 宅地または借地権のある宅地について、一人で（一人施行）、 あるいは数人共同して（共同施行）行う土地区画整理事業に 関する事務を行う。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	3 8			
26	公有地の拡大の推進 に関する法律に係る 届出に関すること	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、 良好な都市環境の整備促進を図る。 ・届出：市長	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、 良好な都市環境の整備促進を図る。 ・届出：知事	栃木市の例により合 併時に統合する。
	4 7			
27	都市景観に関するこ と	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物 の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行 為の届出の受理及び景観条例に基づく指導を行う。	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物 の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行 為の届出の受理及び県への進達を行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	4 8			
28	都市計画法施行規則 第 6 0 条の証明書の 交付に関すること	都市計画法施行規則第 6 0 条の規定による開発行為又は建 築に関する証明書を交付する。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5 2			
29	市街地再開発事業の 施行に関すること	都市局所管、市街地再開発事業の施行に関する事務を行う。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5 5			
30	個人及び組合が施行す る土地区画整理事業の 認可等に関すること	1 0 h a 未満の土地の個人施行の区画整理及び組合設立の 認可等に関する事務を行う。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
31	市(町)営住宅管理システム の管理運用に 関すること	・入退去時の異動処理及び納入通知書の発行等 ・ジャパンシステム（株）で開発したシステムを使用し、管 理している。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	4			
32	市(町)営住宅等の用 地に関すること	・市営住宅等用地の管理 ・市営住宅等用地の賃貸借契約の締結 ・占用許可、占用料の収納事務 ・県営住宅転貸に関する事務	・町営住宅用地の管理（町営住宅用地はすべて町有地） ・占用許可・占用料の収納事務	栃木市の例により合 併時に統合する。
	7			
33	市営住宅入居者選考 委員会に関すること	・入居者の選考は公募で行い決定に際しては公開抽選によっ て行うが、公開抽選により難い事情があると認めた者につい て選考委員会により決定する ・組織は理財部長・施設管理課長・市民生活課長・高齢福祉 課長で構成する	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	9			
34	地域優良（公共）賃 貸住宅に関すること	・地域優良賃貸住宅の供給の促進のためのPR ・特定公共賃貸住宅の管理 ・ハーモネートハウス大平の補助金事務（大平地域）	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	14・15			
35	震災建築物応急危険 度判定協議会に関す ること	地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険 度判定を的確に行う。 ・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会 ・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル ・実施本部業務マニュアル	地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険 度判定を的確に行う。 ・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会 ・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル ・実施本部業務マニュアル（未整備）	栃木市の例により合 併時に統合する。
	18			
36	建築基準法に基づく 報告に関すること	建築基準法に基づく報告の受理、届出の送付等を行う。 ・建築物、昇降機等の定期報告の受理 ・建築物動態統計調査報告及び建築工事届の送付 等	建築基準法に基づく報告を行う。 ・建築物動態統計調査報告の進達	栃木市の例により合 併時に統合する。
	21			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
37	建築パトロールに関する こと	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、日程を決めて、消防職員、建築士会員と共に工事中の現場状況のパトロールを行う。	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、県職員と同時に工事中の現場状況のパトロールを行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2			
38	建築基準法の道路種 別についての調査に 関すること	・建築基準法上の道路に該当するものであるかを確認するため、現地調査をして、道路種別の判定を行う。 ・道路台帳にその建築基準法上の道路種別について色分けし、来庁者に開示する。	・建築基準法上の道路かどうかの相談を受けた場合、栃木土木事務所で確認するよう案内する。 ・栃木土木事務所が建築基準法上の道路の種別について色分けし、作成した道路台帳を転記したものを参考として閲覧させる。 ・町道認定状況などについて、栃木土木事務所からの照会への回答	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 4			
39	違反建築物の是正・ 指導に関すること	違反建築物を未然に防止するための指導及び違反建築物発覚時の調査、是正指導を行う。	違反建築物等に該当する恐れがある物件について、建築主事（栃木土木事務所）に対して報告を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 5			
40	県建築条例による認 定に関すること	県条例により建築物に附加されている制限を緩和するための認定事務を行う。 ・大規模建築物、劇場、店舗等の敷地と道路 ・学校及び保育所の教室等の出口 ・共同住宅、寄宿舎等の出口 等	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 6			
41	独立行政法人住宅金 融支援機構受託事務 に関すること	住宅金融支援機構法の規定による貸付けに係る災害復興建築物又は災害建築物の設計審査を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 7			
42	バリアフリー法に関 すること	バリアフリー法の対象となる建築物について、円滑に利用するための施設整備基準に適合していることを確認し、認定を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
43	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に関すること 3 3	県条例の対象となる建築物について、整備基準に適合する建築物等が建築されることを確保するため、指導及び助言をし、完了検査を行ない、適合証を交付する。	建築確認申請と同時に届出書の提出があった場合に、県への進達を行う。 (左記の事務は、栃木土木事務所により行われる。)	栃木市の例により合併時に統合する。
44	省エネルギー法に関すること 3 4	建築物の省エネルギー対策のため、エネルギーの効率的利用のための措置に関する届出の受理及び指導及び助言を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
45	建築確認支援システムに関すること 3 5	・(財)建築行政情報センター供給のシステムにより建築確認済証や完了検査済証の発行及び台帳処理を行う。 ・建築確認業務を適正かつ円滑に行うため、建築確認運用協議会の運営事務を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
46	建設リサイクル法に関すること 3 8	・建設リサイクル法による届出書等の受理を行う。 ・届出物件の現場確認及び工事現場の巡回パトロールの実施	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
47	建築物の相談及び指導に関すること 4 0	・建設地の用地地域、道路の接道状況を都市計画図、道路台帳を参照しながら相談者へ説明をする。 ・相談者自身の建築した建物について長期間経過し、建築時の状況が不明確な場合、建築計画概要書の閲覧をさせ、過去の状況を把握させる。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
48	全国建築審査会協議会に関すること 4 1	全国特定行政庁の建築審査会相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 ・年1回の総会 ・会議資料の調査報告	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
49	日本建築行政会議に関すること 4 2	全国の特定行政庁、指定確認検査機関が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 ・年1回の全国会議と各地区ブロック会議 ・会議資料の調査報告	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
50	全国建築基準法施行 都市連絡会議に関す ること	全国の建築基準法施行都市が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 ・年１回の全国会議 ・会議資料の調査報告	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 3			
51	栃木県建築行政連絡 協議会に関すること	県内の特定行政庁が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 ・栃木県、７市の特定行政庁、栃木県建設総合技術センター及び民間指定確認検査機関３社により組織され、持ち廻りにより、建築行政に係わる研修、会議等を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 4			
52	建築物防災指導に関 すること	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。 ・市ホームページへの掲載とポスター等の掲示 ・建築物防災相談所の開設 ・巡回指導及び防災査察の実施	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。 ・ＨＰの掲載とポスター等の掲示 ・県関係機関への協力	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 5			
53	道路後退用地の整備 に関すること	狭あい道路の後退用地の整備を行い、安全で良好な生活環境の向上を図る。 ・建築確認申請書の提出時に併せて後退用地の無償使用承諾書を提出させる。 ・後退用地の無償使用承諾書提出後、道路整備と固定資産税の減免手続きを行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 6			
54	指定道路図及び指定 道路調査作成に関す ること	建築基準法により指定された道路について指定道路図及び指定道路調査の作成を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
55	事務事業名 既存不適格建築物に 関すること	栃木市 岩舟町 該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5 0		
56	建築計画概要書の閲 覧・整理に関するこ と	栃木市 岩舟町 該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5 2		

3. 栃木市の例により、合併後に統合

No.	現 況		調整内容
	現	況	
1	事務事業名 都市計画図の作成・管理に 関すること(修正、測量成 果の使用承認、販売)	栃木市 岩舟町 販売単価 都市計画総括図 (色図) 1,500 円 都市計画図 (白図) 500 円	合併時は現行のとお りとし、栃木市の例によ り合併後に統合する。
	1 7		
2	景観計画に関するこ と	栃木市 岩舟町 該当なし	合併後に統合する。
	9 0		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

都市建設部会

4. 合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	岩舟町	
1	河川改修事業に関する こと	該当なし	合併後に再編する。
	2 5		
2	道路台帳調製業務に 関すること	道路法第28条に基づき、道路管理者として管理する市道の台帳を調製し、保管する。 （道路台帳の調製については、独自のシステムにより作成） また、今後は庁内にて利用可能な共用空間データの作成を検討する。	合併後に再編する。
	9		